

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 16 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

- (1) 件名
島根県常備消防広域化推進計画改訂支援業務
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (4) 業務場所
島根県松江市殿町 1 番地 島根県防災部消防総務課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため、知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、同

一入札に下記の基準に該当する者が参加する場合、それらの者が行う入札はいずれも無効として取り扱う。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合

エ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

(9) 公告の日において、島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(10) 令和3年度以降において、島根県または島根県内市町村が発注した「行政計画の策定または改訂（ただし、建設業法に基づく工事に係るものを除く。）」に関する業務を受注し、完了した実績が2件以上ある者であること。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年3月31日（火）午後4時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

5 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月8日（水）午前10時

イ 場 所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎6階
島根県防災部消防総務課 消防保安係

6 入札説明書の交付方法

(1) 交付期間

本公告の日から令和8年3月31日（火）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。ただし、最終日は午後4時までとする。）

なお、入札説明会は実施しません。

(2) 交付方法

上記(1)の期間、下記交付場所において交付します。

なお、上記(1)の間中は、県ホームページにも掲載します。

(交付場所) 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎6階
島根県防災部消防総務課 消防保安係
電話：0852-22-5884

7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあります。

(5) 郵便入札

認めません。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（防災部消防総務課）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

(10) その他

その他の詳細は、入札説明書によります。